

「那珂川河川整備計画（骨子）」について、  
関係県からいただいたご意見

- ① 第1回那珂川河川整備計画関係県会議 議事録
- ② 第2回那珂川河川整備計画関係県会議 議事録
- ③ 追加意見等

国土交通省関東地方整備局

(1)

## 第1回那珂川河川整備計画関係県会議

### 1. 開会

#### ○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

定刻より早いですけども、皆様おそろいでございますので、ただいまより那珂川河川整備計画関係県会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

一番上に資料の目録がございます。その下に議事次第、それから名簿、座席表、そして資料ー1が会議の規約の案であります。それから、資料ー2が那珂川の現状と課題、資料ー3が当面の進め方。

その下に、参考資料といったしまして、参考資料ー1が河川法の抜粋、そして、参考資料ー2が那珂川水系河川整備基本方針になります。

配付漏れなどがございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

#### ○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より、御挨拶申し上げます。

#### ○河川部長

おはようございます。国土交通省関東地方整備局河川部長の泊でございます。

本日は、ご多忙の中「那珂川河川整備計画関係県会議」にご出席をいただきありがとうございます。

まずは、我々から、「会議の設置について」、「規約（案）」についてお諮りをさせていただきます。その後、ご了解をいただいた規約に基づいて、以後の会議を公開とし、報道関

係者の皆様に入室いただくとともに、別室での中継映像による傍聴を開始した上で、改め  
てご挨拶をさせていただき、本日の議題であります「那珂川の現状と課題」、「当面の進め  
方」についてお示しをさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日はどうぞよろしくお願ひ致します。

## 2. 規約について

### ○河川調査官

それでは、最初に本日の本会議の規約についてお諮りをさせていただきたいと思います。  
それでは、お願ひします。

### ○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願ひいたします。

規約について、ご説明をさせていただきます。

右上に資料ー1とあるA4縦の資料をお手元に御用意ください。

規約（案）について、読み上げをさせていただきます。

那珂川河川整備計画関係県会議規約。

（名称）

第1条 本会は、「那珂川河川整備計画関係県会議」と称する。

（目的）

第2条 会議は、那珂川水系那珂川河川整備計画の策定主体である国土交通省関東地方  
整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方  
整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を  
深めることを目的とする。

（組織）

第3条 会議は、別紙で構成される。

2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る  
検討内容の説明を行う。

3 関係県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。

4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第4条 会議は、原則として報道機関を通じて公開するものとし、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

一番最後は附則でございます。

以上です。

○河川調査官

ただいまありました那珂川河川整備計画関係県会議（案）につきまして、御異議はありますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○河川調査官

それでは、異議なしということで、規約につきましては、原案のとおり（案）を取ることとさせていただきます。

それでは、御了解いただきました規約に沿って運営することといたします。

では、報道関係の皆様にご入室をいただきますので、このまましばらくお待ちください。

（報道関係者入室）

○河川調査官

それでは、改めまして、皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

先ほど、構成員の皆様と規約について定めました。引き続き、那珂川河川整備計画関係県会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の司会を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室への会議の模様を配信いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

では、お願いします。

記者発表の際に、会議の公開をお知らせいたしましたけれども、カメラ撮りは、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、改めまして、本日の御出席者の御紹介をいたします。

茨城県土木部長の代理で、技監兼河川課長、大江幹夫様。

○茨城県技監兼河川課長（土木部長代理）

よろしくお願いします。

○河川調査官

栃木県県土整備部長、印南洋之様。

○栃木県県土整備部長

印南です。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局であります、河川部長の泊。

○河川部長

泊です。よろしくお願ひします。

○河川調査官

河川計画課長、出口。

○河川計画課長

出口でございます。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

広域水管理官、加藤。

○広域水管理官

加藤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○河川調査官

河川情報管理官、加邊。

○河川情報管理官

よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

河川管理課長、矢作。

○河川管理課長

矢作です。よろしくお願ひします。

○河川調査官

水災害予報センター長、津久井です。

○水災害予報センター長

津久井でございます。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

常陸河川国道事務所長、水島。

○常陸河川国道事務所長

水島です。よろしくお願ひします。

○河川調査官

霞ヶ浦導水工事事務所長、原。

○霞ヶ浦導水工事事務所長

原です。よろしくお願ひします。

○河川調査官

最後になりますが、私、河川調査官の小島でございます。

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴に当たっての注意事項」に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

### 3. 挨拶

○河川調査官

それでは、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より御挨拶申し上げます。

## ○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長の泊でございます。

本日は、ご多忙の中、「第1回那珂川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

この那珂川では、平成18年に、那珂川水系河川整備基本方針が定められ、その後、今後20~30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

皆様ご存じのように、那珂川は、那須岳に源を発し、栃木県北部、茨城県中央部を流下し、太平洋に注ぐ一級河川です。

流域内には茨城県の県庁所在地である水戸市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしています。また、日光国立公園と8つの県立自然公園に指定される等、豊かな自然環境に恵まれるとともに、那珂川の水は日本三大疎水の一つと言われる那須疎水により、那須野ヶ原を潤している他、様々な水利用が行われており、那珂川水系の治水・利水・環境についての意義はきわめて大きいといえます。

那珂川の流域は栃木県、茨城県にまたがり、河川整備計画の策定にあたっては、広域的な治水バランスなどについて調整が必要となります。

そこで、私ども国土交通省関東地方整備局では、那珂川水系那珂川河川整備計画の策定に向けて本格的に検討を進めることとし、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「那珂川河川整備計画関係県会議」を設置することと致しました。

本日は、「那珂川の現状と課題」と「当面の進め方」についてお示しいたします。皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日はどうぞよろしくお願いを致します。

## ○河川調査官

まことに申しわけございませんけれども、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは、議事を進めたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

#### 4. 那珂川の現状と課題

○河川調査官

それでは、議事次第の4、5につきまして説明をいたします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。

那珂川の現状と課題について、ご説明をさせていただきます。

右上に資料ー2、とあるA3横の資料をお手元に御用意ください。

1枚めくっていただきまして、1ページは、那珂川の流域の諸元、降雨・地形特性等でございます。

資料中段左の流域諸元・流域図にお示ししておりますが、那珂川は、那須岳に源を発し、栃木県北部、茨城県中央部を流下し、太平洋に注ぐ、幹線流路延長、約150キロ、流域面積、3,270平方キロメートルの一級河川でございます。

資料上段の枠囲みでございますが、上流部では、多くの河川による扇状地が重なり、中流部に狭窄部が形成されていることから、狭窄部上流に洪水が湛水しやすくなっています。

下流部では河岸段丘が発達し、段丘上に水戸市等の市街地が形成されております。

流域の地質は、那珂川本川の水源である那須岳周辺は第四紀の火山性堆積物が広く分布し、中流部には八溝山地に古生代の堆積岩が分布し、下流部の台地上には関東ローム層が厚く堆積をしております。

那珂川流域における年平均降水量は全国平均に比べてやや少ない状況となっております。

続いて、2ページをごらんください。

2ページは、氾濫特性でございます。

資料中段の左と下段のほうに、那珂川の浸水想定区域図を、また、中段の右に、過去の氾濫の浸水区域図をお示ししております。

資料上段の枠囲みでございますが、中流部は、狭窄部となっており沿川に低地が点在し氾濫域となっております。下流部は、那珂台地と東茨城台地など洪積台地が形成され狭い氾濫域となっております。

続いて、3ページをごらんください。

3ページは自然環境の概要でございます。

資料の左に河川の区分と自然環境を、右に中流部、下流部、支川の自然環境に係る写真をお示ししております。

資料上段の枠囲みでございますが、上流部の那須火山帯は、日光国立公園に指定されており、落葉広葉樹林であるブナ・ミズナラが広がり、渓谷にはイワナ・カジカ等が生息をしております。

中流部は、礫河原と崖地の特徴的な風景を形成しており、崖地にはシラカシ・クヌギが分布し、ヤマセミが生息するとともに、礫河原にはカワラニガナ等の植物やカワラバッタ、イカルチドリなどが見られます。また、瀬・淵は、全国でも有数のアユ・サケの産卵・生息場所となっております。

下流部は、高水敷にオギ・ヨシ群落が分布し、水域には、ウグイ・オイカワ等の淡水魚の他、ボラ・スズキ・マハゼ等の汽水性の魚類が多く生息するとともに、冬場は越冬のため飛来するカモ類が見られます。

支川涸沼川は、汽水環境が形成され、水産資源となるヤマトシジミ等が生息するとともに、涸沼周辺のヨシ群落には、ヒヌマイトトンボが生息し、ヒヌマイトトンボの命名の地として知られております。

続いて、4ページをごらんください。

4ページは、河川空間の利用の概要でございます。

資料中段左に、河川利用の状況、また、中段の右と下段のほうに、主な河川利用施設をお示ししております。

資料上段の枠囲みでございますが、那珂川は首都圏近郊の豊かな自然環境を背景に、中上流部では、カヌー、アユ釣り、キャンプ等が盛んで、伝統的漁法である「やな」が観光用として見られるなど、多くの人が訪れております。

また、下流部では、都市部の憩いの場として、サイクリングや散策、高水敷のグラウンドを利用したスポーツ等をはじめ、多様に利用されております。

続いて、5ページをごらんください。

5ページは、水環境の水質の概要でございます。

資料の左には、水質の調査地点や環境基準類型を、右には、各地点におけるBOD75%値の推移をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、本川における環境基準の類型指定は、本川では直轄より上流の源流部付近ではAA類型、上中流部から下流部はA類型となっており、概ね環境基準を満足しております。

支川については、藤井川の上合橋がA類型、涸沼川の涸沼橋がB類型となっており、近年は概ね環境基準を満足しております。桜川の駅南小橋がC類型となっており、近年は概ね環境基準を満足しているものの、夏場にはアオコの発生が見られており、経月変化からも環境基準値を達成できていない月が多く見られております。

続いて、6ページをごらんください。

6ページは、那珂川流域の史跡・名勝・天然記念物でございます。

資料にお示ししているとおり、那珂川の流域には多くの支川や名勝等が点在をしております。

続いて、7ページをごらんください。

7ページは、主な洪水とこれまでの治水対策でございます。

資料の左には、出水・災害と治水計画を、右には、昭和61年8月洪水と平成10年8月洪水の状況をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、那珂川の本格的な治水事業は、昭和13年6月洪水を契機に昭和17年から直轄事業として始まり、昭和28年にカスリーン台風を踏まえた改修計画の改訂がなされております。

昭和41年に一級河川指定され、昭和28年の改修改訂計画を踏襲した形で那珂川水系工事実施基本計画が策定されております。

また、平成9年の河川法改正に伴い、平成18年4月に河川整備基本方針が策定されております。

続いて、8ページをごらんください。

8ページは、河川整備基本方針の概要でございます。

資料左上の河川整備基本方針のところにお示しをしておりますが、河川整備基本方針の計画規模は、100分の1でございます。野口地点の基本高水のピーク流量は8,500トンで、このうち流域内の洪水調節施設により1,900トンを調節して、6,600トンを河道で対応する

計画となっております。左下には、河川整備基本方針の計画流量配分図を、右に治水対策をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、整備にあたっては、下流の安全度に影響を与えることがないよう、下流部で河道掘削等により流下能力の向上をはかるとともに、狭窄部の上流及び下流で遊水池の整備を実施することとしております。

また、下流部での整備と並行して、中流部の狭窄部において宅地嵩上げ等による効率的な治水対策を実施するなど、流域における被害最小化の観点から本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行うこととしております。

続いて、9ページをごらんください。

9ページは、治水の現状と課題として、堤防の整備状況でございます。

資料には、堤防の整備状況をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、平成26年度末現在、堤防の完成延長は46.8kmで約24%、今後整備が必要な堤防延長は79.8kmで約41%となっております。

下流部については、断面不足区間において、無堤部での築堤が必要となっております。

中流部については、断面不足区間が多く、上下流のバランスを踏まえた整備が必要となっております。狭窄部では概ね山付け区間が多いものの、沿川の低地部では家屋が点在しており断面不足となっております。

また、河川整備基本方針では、基準地点野口において1,900トンの洪水調節を行う計画でございますが、完成している洪水調節施設はない状況となっております。

続いて、10ページをごらんください。

10ページは、治水の現状と課題として、近年の主な治水対策でございます。

資料には、近年の主要な治水対策をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、昭和61年8月洪水及び平成10年8月洪水により特に甚大な被害を受けた地区に対し、災害からの復旧や治水対策のため、激甚災害対策特別緊急事業、緊急改修事業・床上浸水対策特別緊急事業及び直轄河川災害復旧等関連緊急事業を集中的に実施してまいりました。

JR水郡線の架け替えが完了し、水府橋は新橋が開通しており、現在旧橋の撤去中でございます。また、JR常磐線下流の無堤地区の堤防整備を進めており、大野地区、勝田地区的築堤を実施中でございます。

続いて、11ページをごらんください。

11ページは、利水の現状と課題でございます。

資料の上段に水利用の現状を、左に既往の渇水被害を、右に渇水被害軽減対策と霞ヶ浦導水事業をお示ししております。

資料上段の枠囲みでございますが、那珂川では、2～3年に1回程度渇水が発生しており、下流部では流量減少時に塩水遡上が河口から十数kmまで及ぶため、取水障害が発生しております。

霞ヶ浦導水事業の整備を前提とした暫定豊水水利権の安定化が必要となっております。

続いて、12ページをごらんください。

12ページは、河川環境の現状と課題として自然環境でございます。

資料上段左に中流部、右に下流部、下段には礫河原の自然環境の状況をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、中流部の連続した瀬と淵は、我国有数のアユ・サケ等の産卵・生息の場、礫河原は、カワラバッタ等の生息・生育の場となっており、これらの保全が必要となっております。

下流部に広がる汽水域のヨシ群落は、絶滅の恐れのあるヒヌマイトトンボの生息の場となっており、これらの生息環境の保全・再生が必要となっております。

続いて、13ページをごらんください。

13ページは、河川環境の現状と課題として、河川利用・地域連携でございます。

資料には、河川利用・地域連携の状況をお示しをしております。

上段の枠囲みでございますが、河川空間の利用は、スポーツや釣り等多種多様となっている一方、不法投棄や不法占用・不法工作物の設置、危険・迷惑行為等が問題となっております。

河川に関して住民に关心を持っていただきため、流域関連市町村や沿川住民、河川利用者等との連携した河川とのふれあいや環境学習、地域交流等の取組みを実施しているところであり、さらなる発展が期待されております。

続いて、14ページをごらんください。

14ページは、今後取り組むべき課題として気候変動でございます。

資料には、気候変動による降雨の増加と治水安全度の低下についてお示しをしております。

上段の枠囲みでございますが、I P C C の第5次報告書では、年最大日降水量を100年

後と現在で比較すると、関東では1.11倍に増加し、降水量の変化により治水安全度が低下すると予想されております。

気候変動等の影響で日本全国で水災害が激化・頻発化しているとともに、都市における地下空間の拡大等、都市構造の大きな変化や低平地への人口・産業の集積化等が進んでいることから、全国各地で、大規模水害が発生する可能性が高まっております。

以上で、那珂川の現状と課題の説明を終わります。

## 5. 当面の進め方について

### ○河川計画課長

続きまして、右上に資料-3とありますA4縦の資料をお手元にご用意ください。

当面の進め方と題している資料でございます。

当面の進め方としては、那珂川河川整備計画有識者会議を設置し、開催することとします。

この会議は、資料にもお示ししておりますが、国土交通省関東地方整備局長が那珂川水系那珂川河川整備計画（案）を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項に基づいて、学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するという趣旨でございます。

第1回は6月2日に開催いたします。議題は、本日お示しました那珂川の現状と課題でございます。

委員につきましては、1枚おめくりいただきまして、2枚目に委員名簿をつけております。

以上で、当面の進め方について説明を終わります。

### ○河川調査官

私どもが用意した資料は、以上になります。

それでは、ただいまお示した内容につきまして、何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、御所属とお名前の後に御発言をいただければと思います。よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。

では、茨城県さん、お願ひします。

○茨城県技監兼河川課長（土木部長代理）

茨城県土木河川課長の大江でございます。

本来は部長が出席するところでございますが、所用により欠席させていただいておりますのでご了承ください。

那珂川の現状と課題につきまして、御説明ありがとうございます。

最初に、那珂川の治水対策につきまして、昭和61年の大水害を契機とした堤防整備などの激甚災害対策特別緊急事業等の河川改修事業を集中的に実施していただいているとともに、流下能力が不足していたJR水郡線並びに県道の水府橋の架け替え事業についても新橋が開通し、間もなく完了する予定であることに対しまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、私のほうからは、4点ほど申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、治水対策でございます。9ページ並びに10ページに、堤防等の整備状況についての御説明がございましたが、那珂川の下流部におきましては、無堤地区がありまして、台風などにより洪水・浸水被害などのほか、去る東日本大震災におきます津波遡上による被害も発生しているところでございます。

那珂川の治水対策につきましては、県民の安全・安心を確保する上で大変重要な課題でございます。現在、事業が進められております水戸市大野地区やひたちなか市勝田地区の堤防整備などにつきましては、引き続き着実に進めていただき、早期完成を図るとともに、現在、事業を実施している大野、勝田地区下流の無堤地区の早期事業化をお願いしているところでございます。

次に、2点目でございます。霞ヶ浦導水事業でございます。

11ページで御説明がございましたが、霞ヶ浦導水事業は、本県の霞ヶ浦や千波湖の水質浄化、渇水対策、新規都市用水の確保の観点から、本県にとっても必要不可欠であるため、県としましては、これまで事業の推進を要望してきておりましたが、霞ヶ浦導水事業を盛り込んだ河川整備計画の策定をお願いしたいと思っております。

3点目でございます。気象変動への対応でございます。

那珂川は、県都水戸市を流れます河川でございますし、仮に氾濫した場合の影響は極めて甚大でございます。近年、全国的に雨の降り方が変わりまして、一刻も早い河川整備計画の策定をお願いしたいところでございます。

4点目でございます。

当面の進め方でございますが、整備計画づくりに当たりましては、地元の市町村の意見も大変重要でございますので、本県の那珂川流域の6市町でつくります那珂川改修期成同盟会におきましては、毎年、国に要望を行っているところでございます。今後、地元市町村の意見を聞く機会のとき、それらの市町村への十分な説明ができる時間をより一層確保していただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。

では、栃木県さん、お願いします。

#### ○栃木県国土整備部長

栃木県におきましても、直轄区間が那須烏山市などにあるわけでございますが、河川整備の事業や、また、維持修繕関係でもいろいろとお世話になっておりまして、この場をおかりして御礼を申し上げます。

私からは、2点お願いをしたいと思いますが、まず一つは、治水についてであります。

資料の中にも説明がありまして、大水害が発生するような確率が非常に高まっている状況というお話をございました。本県も、那須水害で沿川の被害があつたことは記憶に新しいという状況がございまして、河川部長のお話によりますと、この計画をもって事業を着実に推進していくということでございますので、まずもって、整備計画の早期策定ですね、これについてよろしくお願いをしたいと思います。

その中で、茨城県さんからもございましたが、9ページの断面が足りない部分ですね、狭窄部なり、そういったものが、この中流部にもかなり存在をしております。10ページでは、随分下流のほうの整備が進んできたということでございまして、狭窄部だった水郡線の架け替えなども完了したということでございます。

まだ下流域の整備には相当時間がかかるんだと思いますけれども、河川は下流から整備する、これは当たり前の話であり重々理解しておりますが、ある程度下流の整備効果が上がったならば、中流域についても浸水被害が生じているところもございますので、やはり上下流のバランスをとったうえで、段階的に整備をしていただきますと非常にありがたい

ということで、その点、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、2点目は、私どもの県からいたしますと、この清流那珂川というのは、地域のシンボルということで、実に自然環境に富んだ、日本のふるさとの原風景的な景観を持っている、その中心がこの河川だということでございます。古くから非常に愛されてきた河川でもあります。

また、アユの生息域としても全国有数ということで、たしか漁獲量は、茨城県さんに次いで、日本でかなり上位の漁獲量を誇っていると。そういうこともございまして、自然環境の豊かさと水産資源というものがこの地域の一つの大きな観光資源になっておりまして、これは観光立県都市を、今、強力に進めておりますけれども、それを進めていく上で非常に重要な資源であるということでございます。

今後、整備するに当たっては、こういった自然環境、あるいは水産資源等の将来にわたる維持・確保、そういうものを見据えた上で、その整備計画というものを策定していただいて、事業に当たっても十分念頭に置いて進めていただければありがたいなと思います。

なお、地元の御意見をお聞きする、これは当然のことと、釈迦に説法のお話でございますので、この点については、よく地元の理解を得て合意形成を図った上で、計画や、事業を進めていただきたいと思います。最後は要望でございます。

以上です。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、整備局のほうから、今いただきました御発言に対しまして発言をさせていただきたいと思います。

まず、那珂川の治水対策、治水安全度を向上させる等の取組でございますが、これまでにも、築堤、それから橋梁の架け替え等、さまざまな取組を進めてきているところでございます。河川の整備の実施に関する事項など、河川整備計画の内容に関しましては、現在実施中のプロジェクト等の状況を考慮しつつ、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、整備計画の内容に関しまして、気候変動による影響の考慮であるとか、環境の問題、水産資源等々、さまざまな御発言をいただきました。これらの御発言も踏まえつつ検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、霞ヶ浦導水事業につきましてお話をございましたけれども、簡単にこれまでの経緯などを説明させていただきます。

霞ヶ浦導水事業につきましては、平成22年9月28日付で、国土交通大臣から関東地方整備局長に対しまして、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示がございました。同日付で、国土交通省河川局が定めました検証要領細目に基づきまして、検証に係る検討を行いました。

この本事業は、水質浄化、それから新規の利水、そして流水の正常な機能の維持という三つの目的を有しておりますけれども、その検討では、それぞれ三つの目的別に河川整備計画相当の目標の設定を行いまして、複数の対策案の検討、概略評価、コストなど、評価軸ごとの評価、そして目的別の総合評価を行いました。その上で、検証対象ダムの総合的な評価を行いまして、その結果といたしまして、最も優位な案は、現計画案である霞ヶ浦導水事業（案）であるとされまして、平成26年8月25日に、国土交通省の対応方針といたしまして、継続することが妥当であるという判断がなされたところでございます。

検証に係る検討に当たりましては、関係地方公共団体からなる検討の場というのを設置をするとともに、河川法16条の2、これは河川整備計画に関する規定でございますけれども、河川法16条の2などに準じて、学識経験を有する者、それから関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聞いた後、関東地方整備局事業評価監視委員会での審議などを行ったという経緯がございます。

那珂川の河川整備計画の策定に当たりましては、導水事業の検証結果を踏まえつつ、河川法に定められた必要な手続を経て策定することとしております。

それから、進め方の中で幾つか御見解をいただきました。

まず、市町村の皆様とは日ごろよりさまざまな形でコミュニケーションをとらせていただいているというところでございますけれども、正式には、河川法第16条の2の第5項に基づきまして、関係県知事の意見聴取の際に、県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聞くということになっております。市町村への意見の聞き方、それから時期につきましては、また改めて皆様にお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、資料ー3でお示しをしましたけれども、今後、学識経験者から意見をいただくこととしているところでございます。

さらに、河川法の趣旨に沿いまして、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を

講じてまいりるというふうに考へておるところでござります。

今後とも、両県の皆様には、この会議も含めまして、相互の立場を理解しつつ、検討内容について認識を深めていくこととしたいと考えておりますので、引き続いてよろしくお願いをしたいと思います。

整備局のほうからは以上でございますけれども、このほか、追加で県の皆様から何かあればいただきたいと思いますけれども。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

## 6. 閉会

○河川調査官

それでは、貴重な御見解をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、那珂川河川整備計画関係県会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

――了――

(2)

## 第2回那珂川河川整備計画関係県会議

### 1. 開会

#### ○河川調査官

皆様、本日は、大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第2回那珂川河川整備計画関係県会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

記者発表の際に、会議の公開についてお知らせしておりますけれども、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日は別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の模様を配信することといたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○河川調査官

それでは、別室へ中継映像の配信を行います。

それでは、準備が整いましたので会議を進めさせていただきます。まずお手元に配付しております資料の御確認をさせていただきます。

一番上に資料の目録、そして議事次第、名簿、座席表と規約、資料-1、那珂川河川整備計画（骨子）、資料-2、資料-1に行番号のみ付した資料でございます。

その下が資料-3、当面の進め方。資料-4、那珂川の現状と課題。一番下に参考資料-1として霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書についてという資料をお配りしております。

配付漏れなどがございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

## 2. 挨拶

### ○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長、泊より、御挨拶申し上げます。

### ○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長の泊でございます。

本日は、ご多忙の中「第2回那珂川河川整備計画関係県会議」にご出席をいただきありがとうございます。

5月28日に第1回那珂川河川整備計画関係県会議を開催し、「那珂川の現状と課題」、「当面の進め方」をお示しいたしました。その際にお示しをいたしましたとおり、その後6月2日に第1回那珂川河川整備計画有識者会議を開催したところです。本日は、那珂川河川整備計画（骨子）と当面の進め方についてお示しをさせて頂きます。

皆様には貴重なお時間を頂戴致しますが、本日は、どうぞよろしくお願ひ致します。

### ○河川調査官

まことに申しあげございませんけれども、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、議事に進みたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

## 3. 那珂川河川整備計画（骨子）

### ○河川調査官

議事次第の3について資料の説明をいたします。

### ○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の御説明をさせていただきます。河川整備計画の骨子について御説明を

させていただく前に、資料－4の那珂川の現状と課題と、参考資料－1の霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討について説明をさせていただきます。

まず、資料－4の那珂川の現状と課題につきましては、5月28日に開催いたしました第1回の関係県会議の場で御説明をさせていただいております。この資料－4は6月2日に開催されました那珂川河川整備計画有識者会議において、委員から出ました御意見を反映したものとなってございます。

改めての説明は割愛をさせていただきます。

次に、参考資料－1の霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討についてでございますが、前回この会議で霞ヶ浦導水事業について御発言があり、その場で検証の経過を説明させていただきました。本日参考資料－1を配付をさせていただいております。前回御説明をさせていただいておりますので、本日、参考資料－1の詳細な説明は割愛をさせていただきますが、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討結果を踏まえ、この後、御説明をいたします那珂川河川整備計画の骨子に反映をしております。

それでは、河川整備計画の骨子について御説明をさせていただきます。お手元に資料－2を御用意ください。骨子の資料としましては、資料－1と資料－2がございますが、資料－2は説明時にわかりやすいよう、資料－1に行番号のみを付した形の資料でございまして、内容は資料－1と同じものとなってございます。説明はこの資料－2を用いて御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。1ページは目次でございます。内容を大きく三つ分けて構成をしております。

まず一つ、大きな一つ目として、1行目の河川整備計画の対象区間及び期間でございます。大きな二つ目としまして、4行目の河川整備計画の目標に関する事項でございます。大きな三つ目として、8行目の河川の整備の実施に関する事項でございます。それについて順番に説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。

2ページは河川整備計画の対象区間及び期間をお示しをしております。

上段は河川整備計画の計画対象区間でございます。3行目でございますが、那珂川水系那珂川河川整備計画の計画対象区間は下図のとおりですということで、資料中央に図で対象区間をお示しをしております。いわゆる直轄区間が対象区間となります。

続いて、下段は、計画対象期間でございます。5行目でございますが、河川整備計画の

対象期間は、概ね30年とします。

続いて、6行目でございますが、河川整備計画は現時点の社会経済状況等を前提として策定するものであり、策定後においても状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には計画対象期間内であっても適宜見直しを行います。

続いて、3ページをごらんください。

3ページからは河川整備計画の目標に関する事項についてお示しをしております。

2行目でございますが、那珂川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図ります。

続いて、3行目でございますが、首都圏を代表する清流であることや、流域の風土、文化、歴史を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共に共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。

以降、5行目には災害の発生の防止又は軽減に関する事項。7行目には河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項。10行目には河川環境の保全と再生に関する事項。12行目には河川の維持管理に関する事項について、それぞれ目標を記述してございます。

また、16行目でございますが、気候変動に伴う降水形態の変化等により渇水や洪水・高潮・水質悪化等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

続いて、4ページをごらんください。

4ページは、河川整備計画の目標のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標をお示ししております。

3行目でございますが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って治水安全度の向上と適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

6行目でございますが、洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を基準地点野口において、近年最大の平成10年8月洪水と同規模とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

8行目でございますが、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の

洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図ります。

10行目でございますが、地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び研究を進め、必要な対策を実施することにより地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

続いて、5ページをごらんください。

5ページは、河川整備計画の目標のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標と河川環境の整備と保全に関する目標をお示しをしております。

上段は、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標でございます。3行目でございますが、野口地点においては、かんがい期概ね31トン、非かんがい期概ね23トン。下国井地点においては、かんがい期概ね24トン、非かんがい期概ね19トンを安定的に確保するよう努めます。なお、この目標については、霞ヶ浦導水事業の検証時に設定したものと同じものを掲げております。

続いて、下段は、河川環境の整備と保全に関する目標でございます。

7行目でございますが、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

9行目でございますが、水質については、地域住民や関係機関と連携を図るとともに、流水のモニタリング等を行いながら、その保全・改善に努めます。

10行目でございますが、桜川については、BOD5mg/L以下を目標水質とします。なお、この目標については、霞ヶ浦導水事業の検証時に設定したものと同じものを掲げております。

11行目でございますが、多様な生物が生息する汽水域や河原固有の植物や鳥類等が生息・生育する礫河原の保全・再生に努めます。

12行目でございますが、河川の連續性の確保を図り、アユ・サケ等の回遊性魚類について、縦断的な生息環境の保全に努めます。

13行目には、人と河川とのふれあいの確保について、15行目には水面利用について記述してございます。

16行目でございますが、景観については、上流部の山間渓谷美に富んだ渓谷環境や中・下流部の礫河原、ヨシ群落等が広がる河川景観の保全に努めるとともに、市街地における貴重な空間としての水辺景観の維持・形成に努めます。

続いて、6ページをごらんください。

6ページからは、河川の整備の実施に関する事項をお示しをしております。河川の整備の実施に関する事項は、河川工事と河川の維持に分かれておりまして、初めに河川工事に関するものでございます。6ページと次の7ページは河川工事のうち、洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項でございます。

4行目でございますが、河川の整備に当たっては、はん濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ります。

その下の7行目以降については、対策を六つに大別をお示しをしております。対策の一つ目は、洪水を安全に流下させるための対策でございます。8行目以降に五つに分類してお示しをしております。

一つ目は、8行目の堤防の整備でございます。

9行目でございますが、堤防が整備されていない区間や堤防の断面形状に対して、高さ又は幅が不足している箇所のうち、家屋等への被害が生じる恐れのある箇所について、築堤・かさ上げ・拡築を行います。

11行目でございますが、なお、洪水を安全に流下させるための堤防を整備し、津波、高潮による被害の発生の防止を図ります。

二つ目は、12行目の河道掘削でございます。

三つ目は、14行目の橋梁架替でございます。

四つ目は、16行目の洪水調節容量の確保でございます。

五つ目は、18行目の中流部の浸水防止対策でございます。19行目でございますが、中流部の狭窄部において宅地嵩上げ等による効率的な治水対策を実施します。

続いて、7ページをごらんください。

7ページは、先の6ページに続いて、残りの対策をお示しをしております。対策の二つ目は、4行目の浸透対策でございます。

三つ目は、7行目の超過洪水対策でございます。

四つ目は、9行目の地震、津波遡上対策です。

五つ目は、14行目の内水対策でございます。

六つ目は、18行目の危機管理対策でございます。

以上が河川工事のうち、洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する

事項となってございます。

続いて、8ページをごらんください。

8ページは、河川工事のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項と河川環境の整備と保全に関する事項についてお示しをしております。

上段は、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。4行目でございますが、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、流況調整河川、具体的には霞ヶ浦導水を整備します。

下段は、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。9行目でございますが、河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行います。

その下の11行目以降に対策を三つに大別をしてお示しをしております。

対策の一つ目は、11行目の水質改善対策でございます。12行目でございますが、水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図ります。14行目でございますが、流水のモニタリング等を行いながら、良好な水質の保全に努めます。15行目でございますが、夏季に環境基準を達成できていない桜川において、浄化用水の導入、具体的には霞ヶ浦導水により水質改善を行います。

二つ目は、17行目の自然環境の保全と再生でございます。18行目でございますが、中流部においては、カワラバッタ・イカルチドリ等の生息環境となる礫河原の保全、アユ・サケ等の産卵・生息環境となる瀬・淵の保全を図ります。20行目でございますが、涸沼が「ラムサール条約湿地」に登録されたことを踏まえ、下流部及び涸沼川においては、ヒヌマイトトンボが生息する水域のヨシ群落等の保全を図ります。

三つ目は、22行目の人と河川との豊かなふれあいの確保でございます。

続いて、9ページをごらんください。

9ページからは、河川の整備の実施に関する事項のうち、河川の維持に関するものでございます。9ページと10ページは、河川の維持のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項でございます。

4行目でございますが、河川維持管理に当たっては、那珂川の河川特性を十分に踏まえ、

河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画」に基づき計画的な維持管理を継続的に行います。

その下の7行目以降には対策を七つに大別してお示しをしております。

対策の一つ目は、7行目の堤防の維持管理でございます。

二つ目は、13行目の河道の維持管理でございます。

三つ目は、16行目の水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理でございます。

続いて、10ページをごらんください。

10ページは、先の9ページに続いて残りの対策をお示ししております。対策の四つ目は、4行目の許可工作物の機能の維持でございます。

五つ目は、8行目の不法行為に対する監督・指導でございます。

六つ目は、11行目の河川等における基礎的な調査・研究でございます。

七つ目は、15行目の地域における防災力の向上でございます。

以上が河川の維持のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項となってございます。

続いて、11ページをごらんください。

11ページは、河川の維持のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項と河川環境の整備と保全に関する事項についてお示しをしております。

上段は、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。4行目でございますが、河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。6行目でございますが、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩素イオン濃度等の水質を監視し、広域的に低水管理を実施します。9行目でございますが、渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行います。

下段から、13ページまでは河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

14行目でございますが、河川周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

その下の15行目から対策を八つに大別をしてお示しをしてございます。

対策の一つ目は、15行目の水質の保全でございます。

二つ目は、21行目の自然環境の保全でございます。

続いて、12ページをごらんください。

12ページは、先の11ページに続き、残りの対策をお示ししてございます。

対策の三つ目は、4行目の河川空間の適正な利用でございます。

四つ目は、7行目の水面の適正な利用でございます。

五つ目は、10行目の景観の保全でございます。

六つ目は、13行目の環境教育の推進でございます。

続いて、13ページをごらんください。

13ページは、先の11、12ページに続いて残りの対策をお示ししてございます。

対策の七つ目は、4行目の不法投棄対策でございます。

八つ目は9行目の不法係留船対策でございます。

以上が、河川の維持のうち、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

以上で、河川整備計画の骨子について説明を終わります。

#### 4. 当面の進め方

##### ○河川計画課長

続いて、当面の進め方について御説明をさせていただきます。

資料－3のA4縦の資料をお手元に御用意ください。

当面の進め方でございますが、本日のこの会議でお示しをさせていただきました那珂川河川整備計画の骨子について、関係する住民への意見募集と学識経験者の意見をお聞きいたします。

一つ目の四角でございますが、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を本日から7月16日までの1カ月間行います。

二つ目の四角でございますが、那珂川河川整備計画有識者会議を22日に骨子を議題として開催をいたします。

以上で説明を終わります。

##### ○河川調査官

私どもが本日用意した資料は、以上となります。

それでは、お示しした内容につきまして、何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただきて、御所属とお名前の後に御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

茨城県さん、お願ひいたします。

○茨城県土木部長

茨城県土木部長の渡辺でございます。

この整備計画の骨子の内容については、このとおり異論はないということでございますけれども、お願ひというか、配慮をしていただきたいなということが何点かございます。

1点目は、治水に関してでございますけども、特に那珂川とか支川の涸沼川、まだ無堤地区が結構ありますので、そこについては最優先で、スピード感を持って推進していただきたいということです。

それから河道掘削だとか、築堤だとか、そういう河道整備。それから洪水のピーク流量の低減のための遊水地の整備等がありますけれども、その辺は6ページにちょっと書いてあったかと思いますけれども、上下流の安全度のバランスをしっかりと確保した上で、整備を着実にぜひ進めていただきたいということでございます。

2点目ですけれども、地震と津波遡上対策についてです。3.11の東日本大震災のときに那珂川は大体24キロぐらいのところまで水戸市の根本というところまで津波が遡上したんですけども、それによって水門等から津波が逆流して、それで県管理河川の護岸等が被災したというような、そういう被害も発生しました。7ページのほうで御説明がございましたけれども、これからまだ南海トラフとか等、巨大地震も想定されますので、水門操作につきましては、しっかりとそういう危機のときでもちゃんと操作できる、例えば自動化だとか、耐震化対策、非常電源、そういったものはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

3点目が、霞ヶ浦導水ですけれども、霞ヶ浦導水事業については、特に水戸市の桜川を含む千波湖で非常に水質、アオコの発生だとか、特に夏場ですけれども、非常に問題になっています、水面の景観だとか、悪臭だとか、そういうものが発生しています。現在、暫定的にというか、那珂川から千波湖へ浄化用水の導水なんかしているんですけども、結構まあまあの一定の成果が上がってますけども、まだまだ目標の達成には至ってないというふうに認識していますので、霞ヶ浦導水事業については計画的に進めていただいて、

事業効果が早期に発現をするように努力していただきたいなというふうに思っています。

4点目が、自然環境の保全と再生ですけれども、那珂川、ここにも記述ありましたけれども、アユ等の産卵、あるいは生息場所であるとか、涸沼は汽水環境ということで、ヤマトシジミが生息すると。それからヨシ群落があつて、そこにはヒヌマイトンボという絶滅危惧種に指定されている、そういう生息場所にもなってございますので、これ、8ページにあったかと思いますけれども、良好な自然環境の保全と再生については十分御検討いただきたいと。また、漁なんかを行っている方もいると思いますので、そういうのも含めて動植物の自然環境についても、しっかり対処いただきたいと思っています。

最後になりますけれども、合意形成に関してです。地元市町村との合意形成については、今後、意見募集というのを先ほど当面の進め方やるという、始めるということですけれども、引き続き丁寧な合意形成を図るよう、努力していただければというふうに思います。

以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。それでは栃木県さん、お願ひします。

#### ○栃木県県土整備部次長（県土整備部長代理）

栃木県県土整備部次長の見目です。今日は部長が議会のために私が代理で出席しております。

私どものほうもこの骨子については基本的には了承しておりますが、何点か配慮していただきたい点がございますので、ちょっと申し上げたいと思います。

1点目は、治水の話ですが、4ページに今回の整備計画の目標流量の設定が書いてあり、平成10年8月の洪水と同規模ということで、非常にありがたいんですが、この洪水では本県の管理区間、余箇川流域ですけど、甚大な被害がありまして、直轄の中流の区間でも大分浸水被害がありました。そういうことで、6ページのほうですか。中流部の浸水防止対策という記載がありますが、その点、整備計画に本県内の位置づけをお願いしたいのと、対策箇所の選定に当たっては、市町村の意見を十分反映させていただきたいというふうに思っております。

2点目は、7ページ、内水対策という項目がございますけれど、河川の整備は下流から段階的にやってくるのは当然理解できますが、本県の中流部にある市町村では、洪水のた

びに内水被害が発生しているところがございます。そういうところを鑑みて、優先度もあるでしょうけれど、ひとつその辺の内水対策もよろしくお願ひしたいと考えております。あわせて、（6）に危機管理対策という記述がありますが、本県においても危機管理対策として防災拠点の整備を鋭意進めしております。ぜひこの危機管理対策については、近年の降雨が異常でございまして、想定を超える洪水が発生する可能性があると考えますので、河川整備にあわせてソフト対策もそうですが、防災拠点の整備とか、資材の備蓄等についてこの整備計画に反映させていただければというふうに思っております。

3点目は、8ページのほうに河川環境の整備と保全という記述があります。前回の会議でも部長のほうから申し上げましたが、那珂川というのは関東一の清流ということで、那珂川の貴重なアユ等の水産資源、そういうものや自然環境に十分配慮をお願いしたいと思います。

最後になりますけれど、茨城県さんと同じですが、当面の進め方ということで、先日、現状と課題について市町村に向けて情報提供の場を設けていただきましてありがとうございます。これからもパブリックコメント等がございますので、引き続き関係市町に丁寧な情報提供と説明のほう、お願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。それでは茨城県さん、栃木県さんから御発言をいただきまして、整備局のほうからコメントさせていただきたいと思います。

まず、最初の3番目の那珂川河川整備計画骨子というところで、整備計画の骨子の内容につきまして、幾つか御発言をいただきまして、茨城さんのほうからは堤防整備を中心とする治水対策。あと地震、津波避上対策。それから霞ヶ浦導水事業の関係。それから自然環境の保全、再生といったところでございました。

栃木県さんのほうからは、中流部の浸水防止対策、あるいは内水対策。そして防災拠点などの危機管理対策、そして気候変動による影響の考慮だとか、あと那珂川の清流を踏まえての水産資源だとか、自然環境への配慮といった点、さまざまな発言をいただいたところでございます。

今回、こういう形で骨子というのをお示ししておりますけれども、今後、こういった両県さんの御発言も踏まえつつ、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えておりま

すので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、4番目の当面の進め方に関するところで、幾つか御発言をいただきました。こちらにつきましては、先ほど資料ー3のほうでお示しをしましたとおり、今後この骨子に関しまして、学識経験者、あるいは関係する住民の方々から御意見をいただくというような手続をしていきたいというふうに考えているところでございます。

整備計画の検討に当たりましては、今後とも両県の皆様とはこの会議を含めまして、相互の立場を理解しつつ、検討内容につきまして認識を深めていくというふうにさせていただきたいというふうに考えておりまして、こちらにつきましても引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日いろいろな御見解をいただきましたけれども、さらに何かあるようでしたら書面等でいただければ幸いでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、いただきました御発言に関して整備局からコメントさせていただきましたけれども、そのほか全体通じまして、何かありましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

## 5. 閉会

○河川調査官

特段、御発言ないようでございますので、それでは、これをもちまして本日の那珂川河川整備計画関係県会議、2回目の関係県会議を閉会させていただきたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

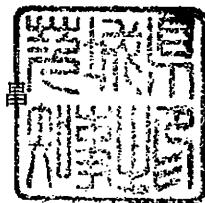
――了――

(3)

河 第 259号  
平成27年7月16日

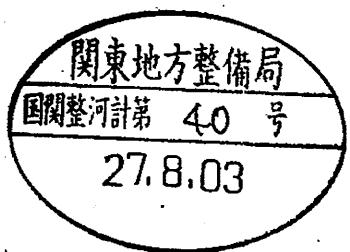
国土交通省  
関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋本



那珂川河川整備計画（骨子）の関係市町意見について（回答）

標題の件について、関係市町の意見をとりまとめたので別紙のとおり回答いたします。





建計第159-1号

平成27年7月15日

茨城県知事 橋本 昌様  
(土木部河川課扱い)

水戸市長 高橋



那珂川河川整備計画（骨子）の意見照会について（回答）

平成27年6月25日付け河第210号で依頼のあったこのことについて、別紙のとおり意見を提出いたします。

連絡先 水戸市建設部建設計画課

総合治水計画係

電話 [REDACTED]

[REDACTED]  
担当 [REDACTED]



## 「那珂川河川整備計画（骨子）」に対する意見

意見該当箇所		意 見
貢	行	
8	24	<p>「（3）人と河川との豊かなふれあいの確保」について            近年の急激な高齢化進展を考慮し、昭和年代に整備された堤防等について、バリアフリー化を行い、水辺へアプローチしやすい河川空間へ更新することを検討していただきたい。</p>
12	7	<p>「（4）水面の適正な利用」について            「地域の歴史・文化、河川環境」の側面からだけではなく、水上バイク、ウェイクボード等、近年のウォータースポーツ人気の高まりを受け、将来的に那珂川においても利用者が現れることを想定し、那珂川水面の更なる利活用を目指す文面にしていただきたい。            合わせて、他市で発生している騒音被害等のウォータースポーツのマイナス面も考慮し、水面利用時のルールについて勘案した文面も追加していただきたい。</p>

ひ河川第26号  
平成27年7月16日

茨城県土木部河川課長 殿

ひたちなか市長 本間 源基



那珂川河川整備計画（骨子）の意見照会について（回答）

平成27年6月25日付け河第210号により依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

- 1.ひたちなか市三反田地区（下水浄化センター）から下流河口区間の5.5kmについて、集中豪雨による氾濫、浸水被害を解消するため、未整備区間の早期完了を要望します。
- 2.那珂川と中丸川合流点の中丸川水門閉鎖による内水氾濫防止のため、水門への常設排水ポンプの整備を要望します。

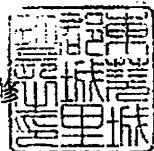




城里発第363号  
平成27年7月16日

茨城県土木部河川課長様

茨城県東茨城郡  
城里町長 上遠野 修



「那珂川河川整備計画（骨子）」に対する意見について

平成27年6月25日に説明のあった標記の件について、別紙のとおり意見書を提出します。



「那珂川河川整備計画（骨子）」に対する意見

① 氏名	城里町長 上遠野 修		
② 住所	茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25		
③電話番号 は-い-ば-ん			
④ 年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所 頁 行	<p>⑥ご意見 (意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)</p> <p>①上泉地区、下堺地区における無堤部の築堤及び阿波山地区の無堤部の護岸促進</p> <p>②道の駅「かつら」より太平洋にいたるまでの堤防とサイクリングロードの整備</p>		

大都發第 370 号  
平成 27 年 7 月 16 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

大洗町長 小谷 隆亮



那珂川河川整備計画（骨子）における回答について

平成 27 年 6 月 25 日付け河第 210 号で照会のあった標記の件については、別紙のとおりです。



別 紙

(要望)

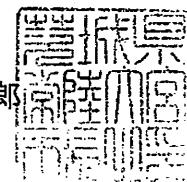
大洗町では、近年の頻発する集中豪雨により涸沼川の急激な増水が発生し、特に無堤防備区間での外水による水害被害を受けている現状があり、町民の生命及び財産を保護する上で喫緊の課題となっております。

今後、大規模地震の際、津波遡上による浸水被害も想定されるため、那珂川及び涸沼川無堤防改修事業の早期促進を要望いたします。

常大都建第 597 号  
平成27年7月16日

茨城県土木部河川課長 様

常陸大宮市長 三次 真一郎



那珂川河川整備計画（骨子）の意見照会について（回答）

平成27年6月25日付け、河第210号で依頼のあったことについては、下記のとおりです。

記

意見はありません。

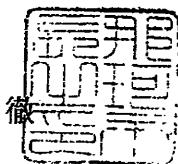




那土第219号  
平成27年6月30日

茨城県土木部河川課長様

那珂市長 海野



那珂川河川整備計画（骨子）の意見照会について（回答）

平成27年6月25日付け河第210号で照会のことについては、特に  
意見ありません。

以上

問い合わせ先

那珂市役所 建設部 土木課 建設グループ

TEL: [REDACTED]





茨町道管第212号  
平成27年7月16日

茨城県土木部河川課長様

茨城町長 小林 宣夫



那珂川河川整備計画（骨子）の意見照会について（回答）

平成27年6月25日付け河第210号で依頼のあったことについて、  
下記のとおり回答いたします。

記

意見はありません。

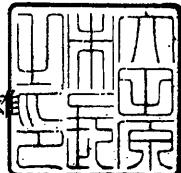




大道維第26号  
平成27年7月27日

栃木県県土整備部長様

大田原市長 津久井 富雄



那珂川河川整備計画（骨子）について（回答）

平成27年6月25日付、河第76号にて意見照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

那珂川河川整備計画（骨子）について 意見はありません。

大田原市 建設部  
道路維持課 管理係  
担当：[REDACTED]  
TEL [REDACTED]  
FAX [REDACTED]

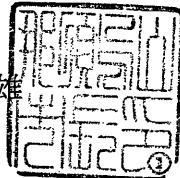


写

那鳥都第125号  
平成27年7月21日

栃木県県土整備部長様

那須烏山市長 大谷範雄



那珂川河川整備計画（骨子）について

平成27年6月25日付け河第76号で照会のありました標記のことについて、3.1.1の(1)、4) 洪水調節容量の確保の中で、那須烏山市に遊水地を整備する場合、地権者と十分に意思疎通を図っていただきたい。

また、3.1.1の(1)、5) 中流部の浸水防止対策の中で、那須烏山市においても、平成10年8月洪水により、多くの箇所で浸水被害が生じていますので、整備計画に位置づけていただきたい。

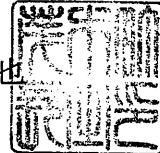


大  
写

茂 建 第61号  
平成27年7月16日

栃木県県土整備部長 様

茂木町長 古口 達也



那珂川河川整備計画（骨子）に対する意見について（回答）

標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

那珂川河川整備計画（骨子）に対する意見は特にありません。

本町においても、平成10年8月の洪水により、多くの箇所で浸水被害が生じているため、整備計画に位置付けていただき、浸水対策等の事業実施をお願いします。

建設課 管理係
担当 [REDACTED]
Tel : [REDACTED]
Fax : [REDACTED]

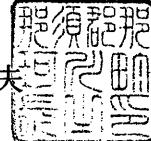


写

那珂建第111号  
平成27年7月23日

栃木県県土整備部長 印南 洋之 様

那珂川町長 福島 泰夫



### 那珂川河川整備計画（骨子）について（回答）

のことについて、下記のとおり中流部の浸水防止対策に対して意見がありますのでよろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1. 小川地区浸水対策（築堤）

当該地区は、地方創世の核となる住宅等整備を予定しているところであるが、未堤防区間であり、増水時には浸水の危険があるので整備計画に位置付けされたい。

##### 2. 谷田地区浸水対策（築堤）

当該地区は、未堤防区間であり増水時には周辺の住宅及び耕地が浸水の危険があるので整備計画に位置付けされたい。

##### 3. 富山地区浸水対策（築堤）

当該地区は、一級河川富山川（県管理）の合流点付近部で、周辺には地域の子育て支援の充実を目指している町立馬頭南保育園を初め住宅が点在します。堤防の未整備地区であるため増水時には水が逆流するため浸水の危険があるので、住民の安全安心を確保するため整備計画に位置付けされたい。

